

甲府地区広域行政事務組合国母公園
夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業に
係る公募型プロポーザル実施要領

甲府地区広域行政事務組合事務局
令和８年９月

本事業の目的

本事業は、甲府地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）で管理する国母公園の夜間照明施設、管理棟及び敷地内照明（以下「夜間照明施設等」という。）のＬＥＤ化等を行うにあたり、経費の平準化や削減を図ることを目的にリース方式による整備を行うものである。

１ 事業概要について

（１）事業名

甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業

（２）事業形態

- ア 新增設・改修工事及び維持管理等を含めた、投光器の設置に必要な付属品等を含むリース契約
- イ 工事期間は、契約締結日から令和９年７月３１日まで
- ウ リース期間は、令和９年８月１日から令和２１年７月３１日までの１２年間とする。
- エ 新增設・改修工事及び維持管理については、甲府市、中央市及び昭和町（以下「組織市町」という。）のいずれかの市町に本店がある電気工事事業者を活用すること。

（３）事業内容

- ア 夜間照明施設ＬＥＤ化等整備事業計画の策定
- イ ＬＥＤ照明器具等及びＬＥＤ防犯灯の新增設・改修工事（引込操作盤改修含む。）
- ウ 新增設・改修工事をしたＬＥＤ照明器具等及びＬＥＤ防犯灯のリース
- エ 夜間照明施設等の維持管理

※詳細については、甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（４）事業対象施設

甲府地区広域行政事務組合同母公園（昭和町紙漉阿原1017）

- ア 国母公園夜間照明施設
- イ 管理棟及び敷地内照明

（５）提案限度額（消費税等込）

総額 ５２，８７３，９２０円（１２年間のリース料総額）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すための

ものであることに留意すること。また、後述する提案価格書を提出する際は、提案限度額を超えてはならない。なお、提案限度額を超えて提案した場合には失格とする。

(6) 連絡先

甲府地区広域行政事務組合事務局

甲府市伊勢三丁目8番23号

電話 055-228-7641

E-mail kouikijimukyoku@kfd.or.jp

2 参加形態及び資格要件について

本プロポーザルに参加できる者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 事業者の参加形態

- ア 事業者は、リース事業者と電気工事事業者による複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とする。
- イ 本プロポーザルへの参加申込時にグループの全構成員を明らかにすること。また、グループの代表者はリース事業者とし、組合との連絡窓口となるとともに、契約等諸手続きを行い、本事業に係る全責任を負うこととする。
- ウ グループの構成員である施工・維持管理を行う企業等は、他のグループの構成員となることはできない。

(2) 事業者の資格要件

組合の指名競争入札参加資格者であること、又は組織市町のいずれかの市町における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者であること。なお、確認のための資料を求めない必要な資格については、参加申請を行った時点で当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

ア リース事業者

- (ア) 組織市町のいずれかの市町に本店、支店又は営業所があること。
- (イ) 組合の指名競争入札有参加資格者名簿又は組織市町のいずれかの市町における入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 過去15年間（平成23年度から令和7年度）に、国または地方公共団体とリース契約の実績があり、契約書の写しを提出できること。

イ 電気工事事業者

- (ア) 組織市町のいずれかの市町に本店があること。
- (イ) 組合の指名競争入札参加資格者名簿又は組織市町のいずれかの市町における入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 単体または複数事業者（ＪＶ）とし、ＪＶの場合は協定書（写）を提出できること。
- (エ) 過去１５年間（平成２３年度から令和７年度）に、国または地方公共団体と照明設備工事の実績があり、契約書の写しまたは完成届の写しを提出できること。

ウ 参加事業者共通

- (ア) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (ウ) 公告の日から契約の日までの間に「甲府地区広域行政事務組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」の規定又は組織市町から指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (エ) 公告の日以前６か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から２年を経過していること。
- (オ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (カ) 組織市町の市町税の滞納がない者であること。

３ 現地確認について

管理棟及び敷地内照明の建物内の現地確認を希望する場合は、組合事務局（０５５－２２８－７６４１）に連絡し現地確認日の予約を行うこと。

現地確認期間 令和８年９月１日（火）から９月１４日（月）
（午前１０時から午後４時まで。）

4 本プロポーザルに関する資料の配布及び閲覧について

(1) プロポーザルに関する資料の配布及び閲覧

ア 配 布 期 間 令和8年9月1日（火）から9月11日（金）

（土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。）

イ 配 布 場 所 甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合事務局（担当：萩原、宮川）

ウ 配 布 資 料 甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等LED化整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等LED化整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）、甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等LED化整備事業「提出様式集」（以下「様式集」という。）

※実施要領、仕様書、様式集は、組合ホームページ内に掲載する。

エ 閲 覧 資 料 既存図面

5 質問書の受付及び回答について

企画提案書の作成にあたり不明点等がある場合には、次のとおり質問書を電子メールにて提出すること。なお、電話、FAX、来訪による口頭・持参での質問、実施要領、仕様書以外の質問及び期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

(1) 提 出 書 類 質問書【様式第2号】に記載の上、提出すること。（質問1件につき、1枚を作成すること。）

(2) 受 付 期 間 令和8年9月1日（火）から9月14日（月）

（土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。）

(3) 提 出 方 法 電子メールのみ。

※電子メールの件名に「LED質問書」と明記のうえ、送信し、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

E-mail kouikijimukyoku@kfd.or.jp

電話 055-228-7641

(4) 回 答 方 法 令和8年9月18日（金）午後4時以降に組合ホームページ内に掲載する。

6 提出書類及び提出期限について

本事業に参加するグループは、次の必要書類を作成し添付書類と併せて提出すること。

(1) 参加表明に関するもの

様式集の内【様式第1・3・4・5号】及び添付書類をA4縦長左綴じしたものを、リース事業者が正本1部を提出することとする。

【様式第3号】のグループ構成表に記載した事業者の市町税の納税証明書を提出すること。

ア グループの代表（リース事業者）が提出するもの

（ア）参加表明書【様式第1号】

（イ）グループ構成表【様式第3号】

イ 各事業者が提出するもの

（ア）企業概要【様式第4号】

a 事業の実績について、各事業者のものを記載すること。

b リース事業者は、過去15年間（平成23年度から令和7年度）に、国または地方公共団体とのリース契約の実績を記載し契約書の写しを添付すること。

c 電気工事事業者は、過去15年間（平成23年度から令和7年度）に、国または地方公共団体との照明設備工事の実績を記載し契約書の写しまたは完成届の写しを添付すること。

（イ）誓約書【様式第5号】

（ウ）商業登記簿謄本（全部事項証明書）

（エ）印鑑登録証明書

（オ）市町税の納税証明書（直近の過去2年間分）

（カ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書などの財務諸表、貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。）

（キ）企業の沿革及び主要な営業経歴等の概要が記載された企業パンフレットや経歴書があれば添付すること。

※（ウ）から（オ）については、証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

(2) 企画提案書に関するもの

ア グループの企画提案書は、リース事業者が代表して提出すること。

イ 「提出書類表紙【様式第7号】」を表紙とし規定の【様式第8号】から【様式第16号】を使用すること。なお、規定の様式に記載されている項目を満たしていれば、別様式（用紙サイズA4判）も可とする。

ウ 提案価格については、【様式第17号】「提案価格書」に記入・押印し、封筒に封入

し提出すること。

- エ その他の書類については、様式は自由とするが、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。
- オ 正確かつ簡潔な内容とし提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
- カ 投光器の寸法などの仕様や外観写真及び設置に必要な付属品一式の仕様が記載されているカタログなどを添付すること。なお、ページの抜粋または写しでも可とする。
- キ 企画提案書類は、A4縦長ファイル左綴じ、表紙及び背表紙に事業名の「甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等LED化整備事業」、代表となるリース事業者名を記載し様式毎にインデックスをつけ、正本1部、正本の写し5部、合計6部を提出すること。なお、提出書類一式をPDF形式で保存した電子媒体（CD-R等）1枚を併せて提出すること。

（3）提出期限

- ア 参加表明に関するもの 令和8年9月30日（水）
- イ 企画提案書に関するもの 令和8年10月15日（木）

※受付時間は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

（4）提出方法 組合に直接持参すること。

（5）そ の 他 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。

ただし、組合から要請のあったものについてはこの限りではない。

7 企画提案書に係る記載事項等について

企画提案書には、次の内容及び仕様書に記載された要件を必ず明記すること。

（1）提出書類表紙【様式第7号】

（2）事業概要

- ア 「夜間照明施設LED化等整備事業計画【様式第8号】」
本事業全体の実施方針、実施体制（役割分担）、資金計画、現場調査、スケジュール等についての提案
- イ 「実施フローチャート【様式第9号】」
本事業の契約期間の流れ（施工から維持管理等）についての提案
- ウ 「工程表【様式第10号】」
新增設・改修工事期間の工程についての提案

（3）使用機器の概要

ア 「使用機器提案書【様式第 1 1 号】」

投光器の生産・供給体制や投光器の仕様・性能、また、設置に必要な付属品一式の仕様及び価格等についての提案

イ 本事業の物品供給について、納入が可能であることを証する書類を添付すること。

(4) 新增設・改修工事等の概要

ア 「新增設・改修工事提案書【様式第 1 2 号】」

(ア) 電気工事事業者等への配慮事項の提案

(イ) L E D 照明器具等及び L E D 防犯灯への新增設・改修工事の施工体制、施工時の安全管理等の提案

(ウ) 工事期間の短縮やリース開始日までの確実な工事の完了に関しての工夫や独自の取組みの提案

(エ) L E D 灯の発光により周辺環境に影響を及ぼさない対応や及ぼした時の対応の提案

イ 「工事・廃棄計画書【様式第 1 3 号】」

既存灯、防犯灯及び電撃殺虫器等の本事業の工事により発生した物品の廃棄処分計画（再生資源の利用計画等）の提案

(5) 維持管理等の概要

ア 「維持管理等提案【様式第 1 4 号】」

(ア) 維持管理の取組体制や不点灯時の連絡体制、緊急時における対応方法及び電気工事事業者の活用方法の提案

(イ) 不具合発生時における対応及び災害等が発生したことにより L E D 灯等に不具合が生じた場合の復旧方法の提案

(ウ) 維持管理を行う事業者間のサポート体制等の提案

(エ) 維持管理を行う上で、サービス水準の確保・向上等の観点で工夫している点の提案

(6) 事業費用及び事業効果の概要

ア 「事業費用及び事業効果の概要【様式第 1 5 号】」

(ア) リース料の総額及び年度毎のリース料の提案。

ただし、機器費、工事費、維持管理費、諸経費の各内訳、リース金利等に分けて提案すること。

(イ) 改修等前後の電力使用量、電気料、照度の比較の提案

(7) その他

ア「本事業における工夫や独自の提案【様式第16号】」

本事業を実施するにあたり、実施要領及び仕様書に定められていない工夫や独自の提案

(8) 提案価格

ア「提案価格書【様式第17号】」

本事業の提案限度額に留意し提案価格を提出すること。

8 審査について

実施要領に定める事項を満たしたグループについて、別に定めるところによる甲府地区広域行政事務組合国母公園夜間照明施設等LED化整備事業に伴う業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。

(1) 審査日時 令和8年10月22日（木）（予定）

※開催日時・場所については、別途連絡する。

(2) 審査内容 プレゼンテーション（質疑応答含む。）

(3) 提案時間 説明20分以内、質疑20分程度とする。

(4) 参加者数 3名以内とする。

(5) 注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行い、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することはできないものとする。

ウ プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは組合が用意するがパソコンは事業者が持参すること。

エ 審査は、非公開とする。

(6) 審査結果

審査の結果通知は、令和8年10月下旬に発送し甲府地区広域行政事務組合ホームページ内にも掲載する。なお、窓口、電話等による問い合わせには応じない。

(7) 審査基準

得点配分

ア 評価点 80点

(ア) 審査における評価項目については、次の表のとおりとする。

評 価 項 目	評 価 の 視 点
①企業概要 【様式第 4 号】	・ 財務状況の健全性 ・ 本事業と類似事業の実績状況
②事業概要 【様式第 8 号、9 号、10 号】	・ 計画内容の確実性、実効性
③使用機器及び新增・改修工事概要 【様式第 11 号、12 号、13 号】	・ 投光器の性能、品質及び耐久性の信頼性 ・ 電気工事事業者等の活用 ・ 工事施工体制の確実性 ・ 工事に係る安全管理と緊急対応の確実性
④維持管理概要 【様式第 14 号】	・ 維持管理計画の確実性 ・ 電気工事事業者等の活用 ・ 維持管理に係る安全管理の確実性
⑤事業費用及び事業効果の概要 【様式第 15 号】	・ 導入前後における電気料金等の比較
⑥その他 【様式第 16 号】	・ 本事業における工夫や独自提案

(イ) 審査における配点については、次の表のとおりとする。また、評価点を算出するにあたり、特に重視する項目(⑥)については、2を乗じることとする。

配点	判 断 基 準
5 点	大変優れている
4 点	優れている
3 点	平均的な提案内容である
2 点	やや劣る
1 点	劣る
0 点	未記入・内容不備等

イ 価格点 50点

審査における価格点については、次の表のとおりとする。

「価格点」

$$= (1 - (\text{提案価格} - \text{提案限度額の90\%}) / (\text{提案限度額} - \text{提案限度額の90\%})) \times 50 \text{点}$$

小数点以下第2位を四捨五入

(8) 審査の方法

最優秀提案者の選定にあたっては、次の方法で行う。

ア グループからの企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容を審査委員会で審査する。

イ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をしたグループをリース契約締結に向けての優先交渉権者とする。また、次点を次点交渉権者とする。

ただし、総合得点が80点未満のグループは優先交渉権者及び次点交渉権者としない。

ウ 総合得点の最も高い提案をしたグループが、複数者存在した場合(同得点1位)は評価点の高いグループを優先交渉権者とする。また、評価点が高点の場合は、抽選により決定する。

9 優先交渉権者について

(1) 組合は、優先交渉権者との間で本事業の実施にあたり、リース契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行い、契約者を決定する。

- (2) 組合は、優先交渉権者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手とし契約交渉を行う。
その際、組合は提案内容を尊重しながら、リース総額を含む一部内容の変更を求めることがある。
- (3) 優先交渉権者が、公告日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体の指名停止を受けた場合は、契約を行わない。

10 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された企画提案書等の関係書類は、返却しないものとする。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国内及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任はグループが負うこととする。
- (3) 組合は、グループから提出された企画提案書等について、甲府地区広域行政事務組合情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
ただし、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

11 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 『2 参加形態及び資格要件について』を満たしていない場合
- (2) 参加表明締切り後にグループの構成員が変更された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (4) 提出書類及び提出の方法が実施要領に定める事項に適合しない場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プロポーザルに応じなかった場合
- (7) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) リース料の総額が、提案限度額を超えた場合

12 スケジュールについて

9月1日（火）	プロポーザル実施要領等の公表、プロポーザル参加表明書の受付開始
9月14日（月）	現地確認の期限 質問書の受付期限
9月18日（金）	質問書への回答の公表
9月30日（水）	参加申請書類の提出期限

10月5日（月）	参加資格審査結果通知書発送
10月15日（木）	企画提案書等及び辞退届けの提出期限
10月22日（木）	予定 プレゼンテーション
10月下旬	優先及び次点交渉権者決定通知発送
11月上旬	契約締結

13 その他

- （1）本プロポーザル参加に要する費用は、グループの負担とする。また、やむを得ない理由等により、組合が本プロポーザルを実施することができないと判断した場合においても、公募に関わる一切の費用を組合に請求することはできないものとする。
- （2）組合が配布する実施要領等は、本プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- （3）参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届【様式第6号】」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- （4）提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとする。
ただし、必要に応じて提出された書類について、組合から追加資料を求めることがある。
- （5）本プロポーザルにおいて、参加申込が1件の場合であっても、審査委員会において認められた提案であれば、そのグループを優先交渉権者として選定する。
- （6）本事業の契約が成立するまでの間において、選定された優先交渉権者が実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しないものとする。
- （7）本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞、単位は除く。）」、通貨は「円」とする。
- （8）本プロポーザルの実施においては、この実施要領に定めるもののほか、日本国の関係法令及び組合の条例規則等の定めるところによる。